

< 研究ノート >

ミル『自由論』の射程

宮内 寿子

The Scope of Mill's *On Liberty*

Hisako MIYAUCHI

ミルの『自由論』は人間の社会的自由の問題を考えると、避けて通れない名著である。生命倫理学において自己決定権の思想は基本原理であるが、これにミルの『自由論』は大きな影響を与えてきた。生命と身体への自己決定権は、個人の自由が社会的にどこまで承認されるかという問題の極限形態の一つである。現在、自己決定権の思想が問題をはらむことが指摘されている。私は、特に、自己決定権における躓きの石である「愚行権」の意味を、再確認したいと思っている。このノートでは、自己決定権の思想との関連のみを取り上げたわけではないが、「愚行権」解釈への準備段階と位置付けている。

第1章 ミルと『自由論』

ジョン・スチュワート・ミルは、1806年にジェイムズ・ミルとハリエット・ミルの長男として生まれた。J・S・ミル（以下ミルとだけ記すときは、J・S・ミルのこと）は父親から英才教育を受けて育った。このカリキュラムはジェレミー・ベンサムに傾倒していたジェイムズ・ミルが、ベンサムとの話し合いの中で作成した、組織的な功利主義教育を実践するものであった。ミルは3歳でギリシア語を習い、ソクラテス、クセノポンを読まされた。当時の多くの子どもが幼少期に『聖書』を教えられるのと違って、ミルは徹底的な主知主義教育を施された。このミルの英才教育は、ほとんど父親一人の手でなされた。それゆえ、ミルは正規の学校教育を受ける機会を一度も持たず、集団生活の中で友人との交流から学ぶという経験を欠いている。ま

た、父親の方針から宗教教育や情操教育、体育が軽視されたことは疑いないと言われる。

この過度の主知主義的教育の反動は、1826年秋に、「精神の危機」という形で、ミルを襲った。神経の鈍磨した状態の中で、快楽も興奮も感じることなく、ミルは生きる目的を失った状態に落ち込んだ。ミルの功利主義的改革理論は、貧困層への同情や不平等な社会への怒りから生じたわけではなかった。それは知的訓練の結果である。

ある気持ちを持てば幸福になれるのだと知ったからとて、その気持ちになれるものではなかった。…（中略）…つまり、ある目的に向かって漕ぎ進めと注意深く装備はしてもらったのだが、是が非でもその目的地へという本当の欲望はなかった¹⁾。

半年ほどの危機的状況の後、ミルはマルモンテルの『回想録』を読み、感動した。自分の

中に感情が残っていることを知って、ミルは気分が楽になったと言う。この時期の経験を通じミルは二つの大きな影響を受けた。

一つは、新しい人生理論を採用するようになったことである。それは幸福を直接の目的としないとき、却ってその目的が達成されるというものである。功利主義者としてのミルの信念　幸福があらゆる行動の基本であり、原理であり、人生の目的である　に変わりにはなかったが、その達成への道筋が迂路を示すようになる。もう一つは、幸福にとって個々人の内的教養の持つ意義を、正当に評価するようになった。外的状況の改革や人間を行動や思索の為に訓練するという働きかける能力の育成だけを重視していたのが、受動的な感受性の育成も必要であることを経験から悟ったと言う。要はいろいろな能力間のバランスの維持こそが重要なのだと思えるようになった。それゆえ、感情の陶冶のために詩や芸術の重要性を理解するようになったのである。

1830年、精神的危機から立ち直りつつあったミルは、後に結婚することになる、ハリエット・テイラー夫人と知り合い、恋愛関係に陥った。ハリエット・テイラーは、学問や芸術に造詣の深い才媛であったが、夫である実業家ジョン・テイラーにはそのような分野の才能はなかった。彼は、現実的で精力的に事業を推進しつつ、政治活動もするような男性であり、夫としては申し分なかったが、二人の間には精神的に理解しあえないものが存在した。ミルとハリエットの恋愛はもちろん関係者に物議をかもし、二人も苦しむことになる。しかし、ミルにとって、ハリエットは最良の相談相手であり、「靈感を与える女性」であった。この苦しい状態は三人を精神的に圧迫したが、それはジョン・テイラーが亡くなる1849年まで続いた。その間に、ミルは精神的圧迫と社会的圧迫および山積する仕事で健康を損ね、それ以降も病から完全に回復す

ることはなかった。

『自由論』は1859年に、ハリエットの死(1858年)の直後、彼女のこの本への功績を称える献辞を伴って出版された。『自由論』は、最初1854年に短いエッセイとして計画され、執筆された。しかし、1855年にミルがローマの議事堂の石段を登っているとき、一冊の本にしようという考えが浮かんだ。その後、内容や表現に至るまでハリエットと討議した「直接に文字通りの二人の合作」であって、「私の著作中、この作ほど念入りに文章を練ったものも綿密に訂正を加えたものもほかにはない」と言われるほど、ミルにとっての自信作である²⁾。

ミルはこの本の中で、多数者の専制という危険性を民主主義が持っていることを指摘している。意見の自由の保障とは、少数者の意見が保障されることであり、それを真理の発見や維持との関係で論じている(第二章)。ベンサム「最大多数の最大幸福」理論が被統治者と統治者の意志を一致させれば社会は良くなるとしていたのに比べ、民主主義の持つ問題性をいち早く指摘している。次いで、第三章で扱われている個性の意義をめぐる主張には、功利主義を修正するミルの考え方が反映されている。すなわち、人間の性格を無数の相矛盾する方向へ、それぞれ完全に自由に伸びていけるようにすることが、個人にとっても社会にとっても重要であることが述べられている。ここには、ベンサムの功利主義が量的快の増大のみを主張することを批判し、質的快(精神的快)の重要性から功利の概念を検討し直す、ミルのスタンスが反映されている。『自由論』第四章、第五章では政府干渉の問題性を指摘するが、これに対しては、そのような干渉が逆に個人の能力を生かす社会を作ることには貢献しえるのではないかという批判がある。逆に、リバタリアニズムの立場から見れば、政治的・経済的自由への政府の干渉排除が不徹底であるということになる

う³⁾。

本稿第2章では、『自由論』の内容をそれぞれの章に従って検討することにしたい。

第2章 『自由論』を読む

第1節 『自由論』の意図

ミルの『自由論』は、意志の自由の問題ではなく、市民的・社会的自由の問題を扱っている。すなわち、個人の自由は、社会の中で、何のためにどのような形でどこまで擁護されるべきか、がこの本のテーマである。『自由論』第一章序説では、社会が多数者の暴虐の危険性を秘めていること、そして、人間の状態がよい条件下にあるためには、社会的干渉の限界設定が必要であると言われる。そこで社会の個人への強制や統制を正当化する単純な原理として出されているのが、「他の成員に及ぶ害の防止（to prevent harm to others⁴⁾）」いわゆる他者危害排除の原則である。その根拠が、誰であれ持っている自己防衛 self-protection である。彼のためになるとか、彼の幸福のために、あるいは他の人の目から見て賢明であるとか正しいからと言って、何かを強制することは正当ではありえない。諫言したり、説得し、懇願するには十分な理由であったとしても⁵⁾。

そして、個人の自発性を外からの統制に服させることが許されるのは、他人の利益に関する領域であり、それには行動を控えることと積極的に行動することの両側面がある。積極的に行うことを強制できるものとしては、法廷での証言、共同防衛に参加して務めを果たすこと、社会の利益に必要な共同作業を分担すること、同胞の命を救うこと、虐待に無防備なものの保護のための干渉など、人としての義務である場合、それをなさないことに社会は責任を問うことができるとされる。これは社会全体の幸福の増大への寄与義務である。

しかし、ある人が作為でなく不作為によって他人に害を与えた場合、すなわち害悪を防止しなかったからと言って加害者に責めを負わせるのは例外である。その際、社会が強制力の実行に慎重である必要はどこから生じるか。それは社会が個人を統制することで防止しようとする害悪より統制がもたらすいっそう大きな害悪がある場合と、個人に任せた方がよりよい行動を取る可能性がある場合である。これら幸福の増大が、社会や他人に関する部分と個人に関する部分のバランスの問題を扱っている部分は第四章のテーマでもある。そして、その基準は結局社会全体の幸福の増大という観点である。

また、個人の自由の領域に関しては、次のような原理から範囲が導き出されている。つまり、個人が社会に対し責任を負うのは「他人に関係する部分」である。それゆえ、「個人は彼自身に対して、すなわち、彼自身の肉体と精神とに対しては、その主権者なのである⁶⁾」と言われる。つまり、個人と区別された社会が、間接的にしか関わりを持たない領域が存在する。たとえ何らかの影響を他人に及ぼす（何であれ彼自身に影響することは、彼を通じて他の人々にも影響するかもしれないから）にしても、個人自身にのみ関わりをもつ行動の領域こそが、人間の自由の固有の領域であると言う。それは三つある。第1には、意識という内面的領域を包含する。思想、信仰の自由とそれを発表する自由である。第2には、嗜好および目的追求の自由である。すなわち、自分自身の性格に適合するような生活の計画を立て、その結果を引き受ける限りで、自分の好むように行為する自由である。第3が、この自由から同じような人間同士が、他人に損害を与えない限りで団結する自由である⁷⁾。

以上の部分で特に、第2の領域に関わりながら、次のように言われている。

われわれ自身の性格に適合するような生

活の計画を打ち立てることの自由、また、その行為によってもたらされる結果を甘受するかぎりには、われわれの好むとおりに行為することの自由を必要とする。それは、われわれのなすことが、われわれ同胞たちを害しない限り、たとえ彼らがわれわれの行為を愚かであるとか、つむじ曲がりであるとか、ないしは誤っているとかが、考えようとも、彼らから邪魔されることのない自由である⁸⁾。

これは生命倫理学の自己決定権の原理の中で、「愚行権」といわれるものの考え方を表現している。自己決定権の範囲を述べている身体と生命への自由と言うのも、個人が自分自身の肉体と精神に対する主権者であると言う考え方を引いている。この「愚行権」の根拠付けは第四章でなされている。ちなみに、自己決定権の原理について、加藤尚武の定義を引いておきたい。

生命と身体を含めて自分の所有に帰するものは、他者への危害を引き起こさない限りで、たとえその決定の内容が理性的に見て愚行とみなされようとも、対応能力をもつ成人の自己決定に委ねられるべきである⁹⁾。

そして自由の名に値する自由とは、他人の幸福を奪い取ろうとせずまた他人が幸福になるようとする努力を邪魔しようとしめない限り、自分自身の幸福を自分自身の方法で追及する自由だと言われる。そして、お互いにそれぞれにとっての幸福な生活を認め合う方が、他人が幸福だと感じる生活を各人に強いるときよりも得るところが多いと言う¹⁰⁾。この部分は、ミルの自由論が、功利主義の領野で企図されていると考えてよいことを示唆する部分の一つである。

第2節 真理と自由そして幸福

『自由論』第二章では、人間的真理としての自由の意味が論じられている。しかし、真理と幸福は必ずしも一致しない。一般的に

は知らない方が幸せなこともある、と言われる。その視点からすると、第二章を読む限り、ミルの主知的側面がクローズアップされる。真理に眼をつぶることの幸福は、ミルにとっては幸福ではなかったのであろうか。もちろん、迫害という問題が少数者の真理の開示と関わるということは言えよう。ここでは少数者の権利の擁護と、それが多数者にとっても益多いことが述べられている。

一般的意見とそれと矛盾する少数意見との真偽関係は三つある。第1は、一般に認められた意見が偽である場合。第2は、一般に認められている意見が真理である場合、第3はそれぞれが少しずつ真を含む場合。そして、そのそれぞれにおいて、少数意見の必要性の根拠付けがなされる。

第1項 少数意見が真の場合

第1の場合では、もちろん少数意見を迫害することの損失が述べられる。ここではよくある危険な(と思われる)少数意見を抑圧することの正当化に対して、反論がなされる。その正当化の論理とは、人類の幸福にとって危険と思われる意見を、無拘束に流布するに任せるのは卑怯な態度であるというものである。これに対しては、次のように反論される。自分たちの意見を真理であると仮定することを許す条件は、自分たちの意見に反論し論破する完全な自由が存在することである、と。これ以外に、自分たちの意見が正しいといえる合理的保証も存在しない。ミルは徹底的に合理的立場から、社会的意見の真理性の条件を述べている。この背景には次のような分析がある。すなわち、一つの意見を論駁するあらゆる機会が与えられているのに論駁されないの、それを真であると推定する場合と、それへの論駁を許さないために最初から真と推定される場合とは、雲泥の差がある。それゆえ、人間が賢くなる唯一の道は、彼の意見と行為への批判に、彼が心を開き続ける時だけである。なぜならその時、彼

が自分の意見を主張するのは、一切の反対論を知ってそれに対抗して主張しているのであって、他人の批判に耳をふさいで、自分の意見に固執して来たからではない。また、自由な議論を肯定しつつ、極端を忌避しようとする立場に対しては、極端な例に役に立たないものはどんなものの役にも立たないと反論されている。

しかし、このような真理へ開かれた態度というのは、誰にとっても容易いものとは言えないだろう。自分の信じている意見への反論は、感情的には不快なものではないだろうか。もちろん、意見それ自体への意識の集中が、反感を乗り越えさせることにはなるが、一人の人にあってもそのような集中が常に可能とは言えないし、また訓練なくしては無理であろう。これは、意見を持つということがどういうことかと関わっている。意見を持つということは、論理的に厳正中立な立場に立つことではない。意見を持つということは、ある状態の何かに注目して、それを他の要素よりも重視する理由を（あるいは軽視する理由を）論じることである。その際どの要素を重視するかは、厳密な論理的操作からは出てこない。これは認知パタンにおける偏りの問題の応用である。すなわち分類にあたって、認知パタンと関係ない客観的な基準を採用しようとする、すべての対象は同じくらい似ている。星も樹も芋虫も砂も人間も同じくらい似ている。これが「みにくいアヒルの子の定理」と言われるものである。それゆえ、池田清彦氏は「分類することは重要な基準を選ぶこと自体なのだ。ア・プリオリに重要な基準などはない。したがって分類することは世界観の表明であり、思想の構築なのである」¹¹⁾と言う。

意見を持つということも何かを重視してそれを軸に思想を構築することである。しかし、通常私たちは、自分の見解の基盤をそれほど論理的に吟味してはいない。分類は分類

学者が基本的に遂行すればよい。しかし、社会的問題に関して意見を持つのは、学者や有識者といわれる者ばかりではない。学者や有識者が自分の意見に関し、その論拠を検討し続けるの当然であるが、一般の人間はそんな情熱も能力も持たないのではないか。通常は何らかの自分の体験や、自分の信じる宗教や尊敬する人、世間の意見などをベースにしている。ベースとは理屈ではなく、人間がその上で生活を営む信念であり、それは感情的固着を伴う第2の「自然」である。これは反論されれば不快感を伴うようなものである。だとするなら、ミルの立場は、功利主義からすると矛盾していないだろうか。真理や自由の保障が幸福（快）より優先されている。

しかしこれに対しては、ミルにとって少数意見に耳を傾けよという主張の主眼は、少数者の迫害をいかに避けるかにあったことを指摘できる。彼らの不幸をいかに防ぐか、そしてそれは他の多数者にとっても有益であるという形で論じている。少数意見の迫害は、人々に自分の意見を偽装させ、意見を広めようという積極的努力から手を引かせる。それは人間精神の道徳的勇気を犠牲にする。また、その際に、最低限考慮されるべきこととして指摘されているのは、無謬性の仮定として批判されるものとはある教説を確信する感情のことではない、という点である。問題なのは、自分の意見と反対の意見を他の人たちに聞かせることなく、他の人たちのために決定を試みることだと言われる。反論に心を開いているというのは、より望ましい在り方として述べられていると解釈できる。

すなわち、ベンサム功利主義への批判として、幸福の質を問題とするミルでは、自由の増大が幸福の増大につながるとしても、その論拠付けに段階が生じ、論理展開を複雑化しているのではないかと考えられる。ミルは『功利主義論』第2章「功利主義とは何か」（1861年）の中で、精神的快樂について次の

ように述べている。

すべての快が等価なのでなく、質的に評価が分かれる。ある種の快樂はほかの快樂よりもいっそう望ましく、……。快樂の質の差とは何を意味するのか。量が多いということではなく、快樂そのものとしてほかの快樂より価値が大きいとされるのは何によるのか。……。二つの快樂のうち、両方を経験した人が全部またはほぼ全部、道徳的義務感と関係なく決然と選ぶほうが、より望ましい快樂である。

この両方を経験した人が選ぶ方が望ましいという考え方は、アリストテレスの『ニコマコス倫理学』の中に出てくる¹²⁾。ミルの幸福主義は、アリストテレスの理性を重視する幸福主義とそれ程極端に異なっていないのかもしれないことが、このような点からも推測できるのではないだろうか。

第2項 一般意見が真の場合

次に検討されているのが、一般に流布している意見が真である場合にも、少数意見は必要か否かという問題である。ここでは真理獲得の過程の重要性が述べられている。人間の知性と判断力が要請されるなら、自分の意見の根拠を学び知るといふ悟性の鍛錬が必要だといわれている。そして判断力の鍛錬は、自分の意見と異なった意見とを照合することでなされ得ると、第7段落のところでも述べられていた。第23段落では「その問題に関して自分の主張を知るに過ぎない人は、その問題に関してほとんど知らない」と述べられている。一般意見を鵜呑みにするだけでは、自分の意見は形成されない。論争の終止は、意見の根拠を忘却させるだけでなく、それによって、意見そのものの意味が忘却されるのである。概念の生きた意味や生き生きとした信仰は失われ、ただ機械的に暗記された文句だけが残る。ある意見や信条を相続した人は、それによって武装するのである。内的生活が信条とは無関係になり、精神は硬化し、外から

いかなる確信も内的に到達することはなくなる。相続された意見や信条は、知力や心情を空虚にする見張り役になる。

意見をこのような死せる信仰にしないためには何が必要か。それが反対派から突きつけられる問題の難点との対決である。たとえ現代において真理であることが確信されている意見であっても、反対意見の論拠を論破する形でその確信を獲得する必要があるのである。

第3項 一般意見、少数意見が少しずつ真の場合

最後に現実には、さまざまな意見が存在するとき、それらは真理を少しずつ分担しているというのが最もありえる状態であろう。人間の持つ真理は常に断片的である。特に政治の健康な状態にとって、二つの意見の並存は必要である。なぜならそれぞれが欠陥を持つ以上、それぞれに理性を失わせないのは相手方の反対だからである。

すなわち、人間の真理の大部分は半真理であり、意見の一致より相違の方が益多いと言われるのである。意見が違って当たり前という前提を持つか、意見は同じ方がよいという前提を持つかで、このような状況への感情的対応も異なってくると思われる。人間のもつ同調性という傾向は、別に日本人にのみ特有なものとは思わない。特にキリスト教文化の中では、正統派教義への締め付けがきつかったであろう。ニーチェの『反時代的考察』の中に、「人間は慣習と臆見のもとに身を隠す」¹³⁾という一文がある。法律の締め付けがない場合でも、一般意見への同調が正しいとされるなら、私たちは、周囲への気兼ねや場の雰囲気や居心地の悪さを味わいたくないという思いから、自分の意見を敢えて主張しようとはしないであろう。それは、自分のアイデンティティを守ろうとする傾向でもあるのだから。それゆえ、もし個人の意見の自由な伸長を真に望むなら、反対意見の存在こそ益

多いという考え方が、きちんと把握され得心されていないからではない。ミルは次のように主張する。

相反対する意見を十二分に最も自由に比較した結果として出て来たものでない限り、意見の一致は望ましいものではなく、また、人間が現在よりもはるかに、真理のすべての側面を認識しようようになるまでは、意見の相違は害悪ではなくてむしろ為になることである……¹⁴⁾

第3節 幸福と個性

『自由論』第三章は幸福と個性との関係を扱っている。まず、意見の自由と行為の自由は、厳密には重ならないことが指摘される。意見の自由は、原則出版という形では保障されねばならない。しかし、直接暴動をあおる結果となるようなアジテーションは、制圧されてよいと言われる。すなわちいかなる種類の行為でも、正当な理由なしに他人に害を与える行為は、積極的干渉によって制圧されてよいし、個人は他人の迷惑になってはならないとされる。ここで言われる「正当な理由」とは、「自己防衛」と解してよいであろう。

しかし、他人の領分を侵さず、自分自身にのみ関する事柄について、自分の性向と判断に従って行動することは、その責任を引き受ける限りで本人の自由に任されるべきであると言う。これは第二章で、人間の意見の多様性こそに益があるとした原理と同じだと言われる。意見の自由が真理を保障するとするならば、行動の自由は何を保障するのか。それは個性の自由な発展であり、それが幸福の主要な要素の一つであると言われる。この問題の困難は、個性の伸長という目的自体への人々の無関心である。幸福が人それぞれであるということは、すでに古代ギリシアで語られていた¹⁵⁾。にもかかわらず、人それぞれであるという現実を、さらに展開することの必要性がよく理解されていない。多くの人間は、現在のままの人類の慣習に満足している。し

かし、他人の行動を模倣するだけで優れた行為であると考える人はいない。ということは、程度問題だということである。個性は発達と同一のものである。そして、この個性の発展にとって必要な二つの条件が、「自由と状況の多様性」なのである。

次の問題は、自由を当面必要と感じていない人に、他人に自由を許すことで得られる報償を指摘することである。たとえ自分には必要なくても、それを必要とする人に自由を最大限保障することはなぜ得なのかという問題である。第1には、天才を社会が必要とし、天才にとっては自由が不可欠であることである¹⁶⁾。ここでは社会にとっての天才の意味と、その天才にとっての自由の必要性¹⁷⁾が述べられている。これは個性の重視が社会的価値を持つことの指摘であり、精神的価値が社会全体の幸福の増大に寄与するのだと主張している。ベンサム功利主義が、精神的価値を評価するにしても、それを外的結果からだけ評価していたことと比較すると、ミルが内的充実を幸福にとって重要なものと評価していることがわかる。と同時に、個性の重視を社会の幸福の増大という文脈の中に位置付けていることで、ミルの功利主義的立場が表現されている。すなわち、精神的価値が功利主義の思想の中にどのように位置付けられるかを、述べている部分である。

ただし、いかに天才でも他人の権利を侵害するならば、それは抑圧されねばならない。しかし、社会が天才なしでは澱んだ水になってしまうという点からも、天才の必要性が主張されるならば、それを抑圧することはどんな場合でも悪ではないか。それとも他者危害防止のためであれ、天才への抑圧は悪であって、この場合は必要悪とされるのだろうか。ミルは別の意義を与えている。天分ある、また人一倍強い人間性を持つものが、他人の権利を侵害するときそれを抑圧する意味とは何か。それは単なる必要悪ではなく、他人のために

厳格な正義の規則を遵守させることで、他人の幸福を自己の目的としようとする感情と能力の成長に寄与する。しかし、単に他人がそれを不快とするからという理由で加えられる抑圧は、意味がないと語られる¹⁸⁾。

第2には、自分自身のやり方で生きてゆこうという要求は、天才だけに限らないと述べられている。ある人が普通の常識と経験をもっているなら、自分の生活設計を独自のやり方でやるのが最善である。それはその設計それ自体が最善であるからでなく、それが彼独自のやり方だからである。それぞれの精神的成長のための諸条件も活動と享受、苦痛に対する感受性も異なり、これに対応する生活様式が異なっている。それゆえ、人間の生活様式がそれぞれに最大限望ましい独自の形で保障されないなら、人々は正当な幸福の分け前を手に入れることができないし、その天分を許す限り伸ばすこともできない。人類の進歩にとって 進歩なき人類の社会とは澱んだ水のような社会である 状況の多様性こそが、欠くべからざるものである。慣習の圧制が人間の進歩の障害物であるが、改革の精神は時に改革を望まない民衆に対しても、それを強制しようとするかもしれない。それゆえ、「唯一の確実な永続的な改革の源泉は自由である」¹⁹⁾と言われる。自由によってこそ個人の数と同じだけ独立した改革の中心があり、多様性が維持されるのである。

ミルにとって、幸福と社会の進歩は同心円なのだろうか。幸福のためには社会改革が必要であるが、それは十分条件ではないということであろう。自由と社会改革の重なり合いの部分に幸福が実現するのであるだろうか。そしてその社会改革の担い手は個人であり、個人の自由な生活設計が当人の幸福感を増大すると同時に、社会改革の条件ともされている。個人の自由を望むミルの主張の中に非合理的な個性主義の響きを加藤尚武は読み取る²⁰⁾。しかし、ここでは、むしろミルの個性重視の

主張は、社会改革の多様な中心の形成と、それによる社会全体の幸福の増大を目指す功利性の主張であったと思える。つぎに、愚行権の容認との関わりに焦点を当てながら、社会と個人の綱引きを見てゆこう。

第4節 社会の権威と個人

『自由論』第四章では、個人の趣味領域への干渉を排除する根拠と、自己配慮の徳の位置付けが述べられている。

ミルは徳を、利害関係者が主に個人であるところの自己配慮の徳と、利害関係者が主に社会である社会的徳とを区別する。自己配慮にのみ関わる徳の欠如として、性急、頑固、自惚れ、浪費による生活破綻者、有害なものへの耽溺をコントロールできない者、動物的快楽のみを追求する者などがあげられる。彼ら、自己配慮の徳の欠如者が被る不都合は「悪評」であり、それに対する矯正手段は教育である。これに対し、他人にとって有害な行為は道徳的非難の対象であり、重大な場合は道徳的報復と刑罰の対象になる。これには他人の権利の侵害、他者への損害を彼自身の権利によって正当化できないこと、交渉における虚偽や裏表、他人への優位の不当な行使、利己のために他人の被ろうとする損害を防がないことなどが上げられている。

しかし、自己配慮の欠如は本来の不道徳ではない。なぜなら、いかに程度が酷くなっても、邪悪とはならない。それらは愚劣さや人格的威厳、自尊心の欠如の証拠であるかもしれないが、それが原因で他の人々への義務を怠るようになったときにのみ、道徳的非難の対象になると言われる。自尊や自己発展に関しては、誰も同胞たちに対して責任を負っていない。なぜなら、その方が人類の利益であるから。彼が私たちを不快にすることが、私たちの権利の範囲内のことに対してなのか、範囲外なのかは、彼に対する私たちの感情や行動に著しい差を生む。彼が私たちを不快にするなら、嫌悪の情を示し彼から離ればよ

い。ただし、私たちは彼の生活をさらに不快にする権利は持っていない。しかし、彼の行為の邪悪な結果が他の人間に影響を及ぼすなら、社会はすべての成員の保護者として、彼に報復を与えなければならない。ただし、公衆への明確な義務に違反することなく、その被害者を直接名指すことのできないような行為によって、社会に及ぼす単に偶然的な損害については、人間の自由という、より大きな利益を優先すべきである。

さて、「愚行権」の根拠付けは、次のようになされている。個人の幸福への関心を最大に持つのはその当人である。社会が彼に示す関心は微々たるものである。彼自身にのみ関わる事柄への彼の判断と目的への介入は、一般的推定を根拠とするだろう。それは誤る可能性が高い。それゆえ、彼自身にのみ関わる事柄こそが、個性の本来の活動領域である。この領域では、彼が注意や警告を無視して犯す恐れのある誤りより、他人が彼の幸福と見なすものを彼に強制することを許す実害の方が大きい²¹⁾。この最後の根拠付けは、社会の進歩に対する個性の多様性の意義と関わっている。

『自由論』第五章では、社会と個人の力関係について、そのより具体的適用が述べられている。売春斡旋と公開賭博場許可、酒類の販売制限、義務教育、自己奴隷化の契約、官僚制の弊害などが扱われている。

第3章 自由と功利性 まとめにかえて

さて、ミルは何のために自由を論じたのか。自由のための自由ではなく、ミルの中に制約に依存しつつ、それゆえに自由を求めるような傾向はあったとしても、論理の展開は「個人の幸福」の増大には、個人に任せる余地が大きい方が望ましいというものである。そして、ミルの考える社会は、個人の総和としてのそれである。社会全体の幸福の

増大は、個々人の幸福の増大による。それゆえ、問題として、個人の自由と社会の利益との綱引きをどのような基準で解決するかということが、取り上げられるのである。この問題を考える基本に置かれている一般原則が、「自己防衛」であり、そこから社会が個人の自由を制限する根拠として、「他者危害の防止」があげられている。

次にミルの『自由論』の大きな特徴として、個人の領域に関する不干渉が望ましいことの証明がある。たとえそれが、愚かであるとか、つむじ曲がりであるとか、誤っていると、他の人からは評価判断されようとも、個人の領域に関する限り邪魔されない自由である。これがいわゆる「愚行権」と言われるものである。これは例えば、ジェレミー・ベンサム功利主義の考え方の中に見出せるものでもある。ベンサムは『道徳および立法の諸原理序説』第十章第二節で次のように述べる。「快樂はそれ自体として善である。……それ自体として悪いものであるような、どんな種類の動機も存在しない」。そして、これへの注に次のようにある。「ある人の動機が悪意であって、邪悪、嫉妬、残虐などと呼ばれるものであるにしても、その人の動機は、やはりある種の快樂である。すなわちそれは、自分の敵が苦痛を受けるのを見たり、また見ようと期待することを考えるときに感ずる快樂である。このようないまわしい快樂も、それ自体としては善である。……その快樂が続くかぎり、また悪い結果が到来するまでは……他のすべての快樂と同じように善なのである」。ミルの自由論は主知主義的理性主義の側面と同時に、あくまでも功利主義の伝統の中での展開と考えるべきであろう。事実としての快と苦の根源性を重視するとき、当然それは他人から見て愚かなものでも、最大限生かされる必要がある。それは寛容さの問題ではなく、各人の幸福の根本的条件である。それに歯止めをかけるものが「最大多数

の最大幸福」という倫理的側面であり、これは時にエリートの責務とも言われる。功利主義倫理の中で自由の問題が考えられるとき、愚行権は当然考慮に入れられるであろう。

ただこの問題が両刃の剣であることをミルも捉えていて、それゆえ、諸々の能力の成熟している成人にのみ適用することが述べられる。さらに社会的統制の実行に制限をつけつつ、自己配慮の資質にかける人間への批判や軽蔑、その人を避けることなどを当然のこととしている点などから、刑罰や道徳的非難と、賞賛や軽蔑の感情とを区別していることがわかる。成人の愚かさとその結末は、その当人が引き受けなければならない。自分が見ていて不愉快になるからと言って、当人にのみ関する事柄に、他人が手出しすることは許されない。むしろ、周りは愚かさの結果から教訓を引き出すことができる。

行為者自身に対してのみ重大な害悪を及ぼすと考えられる行為... (中略)... 右のような実例は、不行跡を人々に示すものであるとしても、同時にまた、苦しみ多い結果や不名誉な結果をも示すものであって... (中略)... 不行跡に対して正当な非難がなされる限り、あらゆる場合に、または大多数の場合に、必ず随伴すると思わねばならないものなのであるから²²⁾。

このように読んでゆくと、ミルの自由論の持つ厳しさが浮き彫りにされる。自由とは決して我がまま勝手ではなく、自分自身にのみ関する領域でそのように振舞うことは構わないが、その結果は、すべて自分にかかってくる、自分の人生を引き受けようとする意志を前提としている。それは、自立と自律への情熱の表現であり、倫理的にかなり厳しい姿勢を主張している。確かに、通常、功利主義は結果主義と評価される。例えば、ベンサムは功利主義は、倫理としては最低線のレベルを主張するものであると、加藤尚武は述べ

ている。

倫理には、最低線の倫理と最高線の倫理とがある。江戸時代の道学者と同じように、ストア主義者の完全主義は最高線の倫理であり、それを批判したカントの倫理ですらも、世俗的立法のためには高過ぎる。ベンサムの功利主義は、最低線の倫理である。この最低限度の倫理学がもたらした功績は、たとえば重い量刑よりも軽い量刑の方がすぐれているという観点を明らかにしたことである²³⁾。

しかし、ミルの『自由論』は功利主義の倫理を、社会倫理としても、個人倫理としても、洗練されたものとする方向を打ち出していると考えられる。それと同時に自由の擁護が、あくまでも幸福の増大との関係で語られていることがわかる。愚行権の問題も、その方が個人の幸福の増大に役立つ、ということである。とするなら、幸福の増大に役立たないとあらかじめ分かるような愚行権の行使は、他の原理によって止められ得ると言うことではないだろうか。

参考文献

- 1) J・S・ミル『ミル自伝』岩波文庫、125頁。
- 2) ミル、同上書、218-219頁。
- 3) 森村進『自由はどこまで可能か = リバタリアニズム入門』講談社現代新書、2001年、16頁。
- 4) JOHN STUART MILL, *On Liberty*, (ed. CURRIN V. SHIELDS, Prentice-Hall, INC., New Jersey 1997) p.13. 概説および引用文の訳は、塩尻公明・木村健康『自由論』岩波文庫、1971年による。
- 5) MILL, op. cit., p.13. 『自由論』24頁。
- 6) MILL, op.cit., p.13. 『自由論』25頁。
- 7) MILL, ibid., p.16. 同上書、28-29頁。
- 8) MILL, ibid., p.16. 同上書、29頁。
- 9) 加藤尚武『環境倫理学のすすめ』丸善ライブラリー、83頁。
- 10) 『自由論』前掲書、30頁。

- 11) 池田清彦『分類という思想』新潮選書、1992年、94頁。
- 12) アリストテレスは徳あるいは卓越性を状態（ヘクシス）と規定する。例えば正義という徳は一つのヘクシスであるが、それを有する人あるいはこのヘクシスにある人が、この状態ゆえにその行為も正しい行為として発動する。そしてその状態がなんであるかはその反対の状態から知られ、またその状態はしばしばその主体から知られる。一例として「強壯」が何であるかが分かれば、「繊弱」が何かもわかる。さらにいろいろな「強壯なもの」から「強壯」ということが明らかになり、逆に「強壯」から「強壯的なもの」も明らかになる（『ニコマコス倫理学』1129a18-23）。ある概念とその概念の実現とは相互に定義しあう。
- 13) FRIEDRICH NIETZSCHE, *Unzeitgemäße Betrachtungen*, KSA 1, S. 337. 『ニーチェ全集 第4巻』理想社、193頁。ここでは次のように述べられている。どの人間も自分がただ一度のユニークな存在であることを知っている。しかし、それを良心の呵責のように隠している。なぜなら、因習を必要とし、因習で身を覆い隠す隣人への恐怖から。ではなぜ隣人を恐怖し、自分自身を享受しないようになるのか。それは羞恥であったり、便宜、無精すなわち怠惰への性癖だ、と。
- 14) MILL, op. cit., p.68. 『自由論』114頁。
- 15) アリストテレス、前掲書、1095a14-21。
- 16) MILL, op. cit., p.79. 『自由論』132頁。ここでは天才の真の意味は「思想と行動における独創性」であり、ほとんどの人がその意味での天才の必要性を理解していないと言われている。
- 17) MILL, op. cit., p.79. 『自由論』131頁。「天才は、自由の雰囲気の中においてのみ、自由に呼吸することができる。天才ある人々は、天才であるが故に、他のいかなる人々よりも更に個性的である。」
- 18) MILL, op. cit., p.77. 『自由論』128頁。この段落には、ミルの幸福における内面性重視が良く現れている。と同時に、それが社会的価値と関わることも主張されている。社会全体の幸福の増大に、個性の発達に寄与するという主張である。段落の初めで、次のように述べられている。「人間が高貴で美しい観照の対象となるのは、...(中略)...他人の権利と利益とによって課された限界の範囲内で、個性的なものを開発し喚起することによるのである。...(中略)...各人の個性の成長するに比例して、彼は彼自身にとって一層価値あるものとなり、したがってまた他人にとって一層価値あるものとなりうるのである。」
- 19) MILL, op. cit., p.86. 『自由論』142頁。
- 20) 加藤尚武『現代倫理学入門』講談社学術文庫、183頁。
- 21) MILL, op. cit., p.93. 『自由論』154頁。
- 22) MILL, op. cit., p.101. 『自由論』168頁。
- 23) 加藤尚武、前掲書、59頁。